

## 1. 輸血実施に関する基本方針

当院では、患者さんの救命治療を最優先と考え、“相対的無輸血治療”（注 1）を行います。宗教上の理由などにより輸血を拒否される患者さんに対しては、以下の指針に従って対応いたします。

- ① いかなる場合も“絶対的無輸血治療”（注 2）は行いません。緊急時には、同意なく輸血を行うことがあります。

直ちに輸血を行わなければ患者さんの生命に危険が及ぶような緊急の状況においては、救命を優先し、患者さん・ご家族の同意の有無に関わらず輸血を行います。また、患者さんの急変など救命のために緊急手術・治療が必要と判断される場合においては、輸血拒否により手術・治療の同意が得られない場合でも、処置を開始し、必要に応じて輸血を行います。

- ② 輸血を拒否される 15 歳以上の患者さんに対しては“相対的無輸血治療”で対応いたします。

患者さんの意思を尊重し、可能な限り輸血を行いませんが、「輸血以外に救命手段がない」事態に至った場合には、輸血を行います。

- ③ 患者さんが持参される「免責証書」、その他名称を問わず絶対的無輸血治療実施を内容とする一切の文書に対しては、医師は署名をいたしません。

- ④ “相対的無輸血治療”に同意いただけない場合は、転院をお勧めいたします。

医師より、治療・手術における輸血療法の必要性について説明を聞いた上でもなお、“絶対的無輸血治療”を希望される場合には、ご希望に沿うことができませんので、転院を勧めます。

- ⑤ 15 歳未満や本人の意思確認ができない(判断能力を欠く)15 歳以上の患者さんに対しては、安全で適正な輸血療法を実施いたします。

“相対的無輸血治療”も一定の危険を伴うため、安全を重視し、通常の輸血療法を行います。